

平成30年3月2日

一般社団法人岐阜県経営者協会  
会長 小川 信也 殿

### 障害者の雇用促進及び職場定着に向けた取組に関する要請書

日頃から、厚生労働行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

また、障害者の雇用の促進につきましては、日頃より格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の障害者雇用につきましては、各企業をはじめとする障害者雇用に関わる関係者の御尽力により、本県の50人以上規模企業の平成29年6月1日現在における雇用障害者数は5,733人、実雇用率は2.02%、障害者法定雇用率達成企業の割合は58.4%となり、精神障害者をはじめとする障害者の就労意欲の高まりや、企業による障害者雇用に対する理解の浸透等を背景に、着実に改善しつつあります。

他方で、雇用義務のある企業のうちの25.5%が障害者を全く雇用していないことや、精神障害者をはじめとして職場定着に困難を抱えるケースが多く見られること等、依然として様々な課題が残されています。

このため、政府としては、地域における障害者の就労支援体制の強化等を図るとともに、今年度からは、精神障害者の方が活躍できるように職場内で温かく見守り支援する精神・発達障害者しごとサポーターの養成など、様々な取組を講じております。

また、本年4月には、精神障害者が法定雇用率の算定基礎に加わること等を踏まえ、民間企業の法定雇用率を2.2%へ引き上げることとなっておりますが、これらの取組を更なる雇用促進と職場定着の推進に繋げていくためには、行政や地域の関係機関、民間企業をはじめ社会全体が一体となって、誰もが希望や能力、特性等を活かして活躍でき、障害者と共に働くことが当たり前の社会の実現を目指していくことが肝要です。

こうした中、厚生労働省としては、改正前にあたる2月・3月を「精神障害者雇用促進キャンペーン」月間と定め、より一層の周知啓発に取り組んでまいりたいと考えております、具体的には、各府省庁等とも協力して、使用者団体や業界団体等に対して、精神障害者をはじめとする障害者の雇用促進を勧奨するとともに、地域の関係機関等とも連携しながら障害者雇用の意義や制度・支援策等を集中的に周知することとしております。

つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、障害者と共に働くことが当たり前の社会の実現に向け、会員企業に対する周知啓発について御協力のほど、何とぞ宜しくお願い申し上げます。

岐阜労働局長 稲原俊浩

